

グループホームたかおか 重要事項説明書

グループホームたかおか(以下「当ホーム」という)について、利用の前に知っていただきたい内容の説明を致します。わからない事、わかりにくい事があれば質問して下さい。

1 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者	医療法人みずほ会	
代表者 氏名	理事長 高橋啓文	
所在地(連絡先)	高知県須崎市多ノ郷甲 5 7 4 8 - 1	
	電話番号 0 8 8 9 - 4 3 - 1 0 0 1	FAX番号 0889 - 4 3 - 1007

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の名称等

名 称	グループホームたかおか	
所在地(連絡先)	高知県土佐市高岡町甲 5 0 8 番地 1	
	電話番号 0 8 8 - 8 5 2 - 7 7 2 2	FAX番号 0 8 8 - 8 5 2 -
定 員	1 8 名 (9名×2ユニット)	
事業者番号	【3990500054】	

(2) 事業の目的及び運営方針

目 的	要支援者(要支援2)や要介護者で認知症のある方に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを提供します。
運営方針	認知症高齢者が、共同生活住居において自立した日常生活を営む事が出来るよう家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話、機能訓練等を行います。関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 職員体制

業 種	職 務 内 容	人 員 数	
		I	II
管 理 者	従業者及び業務の管理	1名以上(常勤兼務)	
介護支援専門員 計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成	1名(常勤兼務)	
介 護 職 員	介護及び日常生活全般にかかる支援を行う。	12名以上(常勤・非常勤)	

* 研修の機会を設け、従業者の質の向上を図ります。

* 勤務時間帯

- ①早出(7:00~16:00) ②日勤(8:30~17:30) ③遅出(9:30~18:30)
 ④夜勤(16:00~24:00) ⑤明け(0:00~9:00 (④⑤で60分休憩))
 ⑥パート1(8:30~12:30) ⑦パート2(12:00~16:00) ⑧パート3(17:10~18:40)
 ⑨日勤2(8:30~17:00) ⑩日勤3(8:45~17:15) ⑪パート4(7:00~11:00)

※日勤帯：6:00~21:00 夜間帯：21:00~6:00

3 サービスの内容

- ①認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画(ケアプラン)の立案
- ②入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話、機能訓練
- ③相談援助サービス

4 利用料金

(1) 介護保険対象利用料金

- ・認知症対応型共同生活介護費 (II)
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護費 (II)

要介護状態区分	日額自己負担分 (月額)	2割負担	3割負担
要支援2	749単位 (22,470円/30日)	1498単位 (44,940円/30日)	2247単位 (67,410円/30日)
要介護1	753単位 (22,590円/30日)	1506単位 (45,180円/30日)	2259単位 (67,770円/30日)
要介護2	788単位 (23,640円/30日)	1576単位 (47,280円/30日)	2364単位 (70,920円/30日)
要介護3	812単位 (24,360円/30日)	1624単位 (48,720円/30日)	2436単位 (73,080円/30日)
要介護4	828単位 (24,840円/30日)	1656単位 (49,680円/30日)	2484単位 (74,520円/30日)
要介護5	845単位 (25,350円/30日)	1690単位 (50,700円/30日)	2535単位 (76,050円/30日)

・加算について

加算名称	単位数	備考
夜間支援体制加算 (II)	25単位/1日	750円/30日
看取り介護加算 (要支援を除く)	72単位/1日	死亡日以前31日以上45日以下
看取り介護加算 (要支援を除く)	144単位/1日	死亡日以前4日以上30日以下
看取り介護加算 (要支援を除く)	680単位/1日	死亡日の前日及び前々日
看取り介護加算 (要支援を除く)	1,280単位/1日	死亡日
初期加算	30単位/1日	入居日から30日以内の期間 医療機関に1ヶ月以上入院した場合、退院し再入居した場合
生活機能向上連携加算 (I)	100単位/1月	100円/30日
生活機能向上連携加算 (II)	200単位/1月	200円/30日
医療連携体制加算 (I) イ (要支援を除く)	57単位/1日	1,710円/30日
医療連携体制加算 (I) ロ (要支援を除く)	47単位/1日	1,410円/30日
医療連携体制加算 (I) ハ (要支援を除く)	37単位/1日	1,110円/30日
医療連携体制加算 (II) (要支援を除く)	5単位/1日	150円/30日
協力医療機関連携加算	100単位/月	100円/30日
協力医療機関連携加算	40単位/月	40円/30日
退居時相談援助加算	400単位/1回	利用期間1ヶ月を超えての利用者の退居時1回を限度
認知症専門ケア加算 (I)	3単位/1日	90円/30日
認知症専門ケア加算 (II)	4単位/1日	120円/30日
認知症チームケア推進加算 (I)	150単位/月	認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可
認知症チームケア推進加算 (II)	120単位/月	認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可
高齢者施設感染対策向上加算 (I)	10単位/月	
高齢者施設感染対策向上加算 (II)	5単位/月	
新興感染症等施設療養費	240単位/日	

生産性向上推進体制加算 (I)	100単位/1月	100円/30日
生産性向上推進体制加算 (II)	10単位/1月	10円/30日
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位/1日	660円/30日 以下のいずれかに該当する ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上
サービス提供体制強化加算 (II)	18単位/1日	540円/30日 (介護福祉士60%以上)
サービス提供体制強化加算 (III)	6単位/1日	180円/30日 以下のいずれかに該当 ①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上
科学的介護推進体制加算	40単位/1月	40円/30日
介護職員等処遇改善加算 (I)	—	算定単位数の18.6%
介護職員等処遇改善加算 (II)	—	算定単位数の17.8%
介護職員等処遇改善加算 (III)	—	算定単位数の15.5%
介護職員等処遇改善加算 (IV)	—	算定単位数の12.5%
若年性認知症利用者受入加算	120単位/1日	40歳以上65歳未満
入院時費用	246単位/6日	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者の再受入時に月6日を限度
退居時情報提供加算	250単位/1回	医療機関へ退居した場合のみ
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/1回	20円/6月に1回
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	30円/30日
栄養管理体制加算	30単位/月	30円/30日

※看取り加算について、死亡月に死亡前月からの当該加算に係る一部負担金の請求を行う事があります。
又、上記記載一部負担 (所得に応じ介護保険法により2割負担、3割負担の場合もあります)

・減算について

加算/減算名	認知症対応型共同生活介護費 (II) の場合	算定要件等
身体拘束廃止未実施減算	要支援2	74単位を減算
	要介護1	75単位を減算
	要介護2	78単位を減算
	要介護3	81単位を減算
	要介護4	82単位を減算
	要介護5	84単位を減算
身体拘束廃止未実施減算		身体的拘束の適正化を図る為、運営基準に定めた以下に違反した場合に減産になります。 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する事 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する事 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化の為の研修を定期的実施する事 ※運営推進会議を活用する事ができる
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話等の活用可能) を定期的開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止の為の指針を整備すること。 ・従業員に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の3.0%を減算	以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画 (業務継続計画) を策定すること。

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

(2) 介護保険対象外の利用料金

内 容	料 金	日 額
家 賃	30,000円（生活保護受給者：29,000円）	1,000円
食 費	36,000円（朝300円/昼400円/夜500円）	1,200円
水道光熱費	18,000円	600円

月の途中で入退居した場合には、入退居日を含めた利用日数分での計算とする。また、外泊した場合には、水道光熱費利用日数分での計算とする。食費は喫食実績にて請求させていただきます。

その他の費用が必要となった時は、その旨を利用者又はご家族に説明し、同意を得たものに限り請求させていただきます。利用料金変更の際には事前に利用者又はご家族に説明させていただきます。

(3) 支払い方法

お支払い方法は、①郵便局の自動引落とし ②郵便局での振り込み ③四国銀行での振り込みのいずれかの方法でお願いします。①の自動引落としを選ばれた方につきましては、手続きの都合上、初回のみ現金でのお支払いをお願いする場合があります。

請求書は、利用月の翌月15日までに発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。自動引落としにつきましては、日の引落としとなります。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

【振込先（郵便局）】

口座種類：総合口座
記号：16410 番号：11832431
口座名義：医療法人みずほ会

【振込先（四国銀行）】

支店名：須崎東支店
預金種目：普通 口座番号：0243470
口座名義人：医療法人みずほ会 理事長 高橋啓文

5 施設利用にあたっての留意点

(1) 面会

- ・面会時間 午前8：30～午後17：30
上記時間以外についてはご相談ください。
- ・インフルエンザの流行時など、面会時間、方法にご配慮頂く場合があります。

(2) 外出・外泊

- ・必ず行き先、帰設予定時間など必要な事を所定の用紙で職員に届けて下さい。
- ・施設での食事をキャンセルする際は、事前（1週間程前）にお知らせ下さい。

(3) 所持品の持ち込み

- ・家具、衣類等の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ち下さい。
※居室に備え付けの家具はございませんので入居の際は、ご自宅で使用されていた家具等の持ち込みをお願い致します。
- ・季節毎の衣類の入れ替えは代理人等にてお願い致します。

(4) 食べ物の持ち込み

- ・食べ物の持ち込みの際は職員にお知らせ下さい。

・衛生管理上、1回で食べきれぬ量でお願いします。また、健康管理等のため、お預かりさせていただく場合があります。

6 秘密の保持

当ホーム及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

7 記録の整備

サービスの提供に関する記録の整備をするとともに、これを利用終了後5年間保管します。

利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、代理に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

8 緊急時の対応方法

従業者は、サービス提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡すると共に、必要な措置を講じる。

事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

9 医療との連携

当ホームでは、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

【名称】 医療法人みずほ会 朝倉医療クリニック 【住所】 高知市朝倉丙534-1

【名称】 土佐市民病院 【住所】 土佐市高岡町甲1867

・協力歯科医療機関

【名称】 岡林歯科医院（訪問歯科） 【住所】 高知市八反町2丁目13-4

・看護師による健康管理

入居者の日常的な健康管理及び緊急時の対応、主治医との連絡業務に当たります。

・看護師による24時間連絡体制

看護師に24時間365日連絡が取れるよう体制を整え、入居者の病状の変化に備えます。

【名称】 医療法人みずほ会 朝倉医療クリニック 【住所】 高知市朝倉丙534-1

【名称】 看護小規模多機能ホームふくい 【住所】 高知市福井町451-1

10 非常災害・防火対策

事業者は、非常災害、その他の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を取り、取るべき行動についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及従業者の訓練を行います。

事業者は、大地震等の自然災害、感染症の蔓延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続

できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

11 看取り介護について

事業所は老人基本法理念、介護保険法理念、法人理念に基づき入居者一人一人の人権を遵守するため、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関わるガイドライン」（H30年3月厚生労働省）に沿った「看取り介護指針」を整備し看取り介護を提供します。

看取り介護は、医学的な見解から医師が回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が低いと判断した場合に実施されます。本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に努める支援に努めます。実施については、医師より状況を説明し、看護師・介護職員・介護支援員と連携し看取り介護に関する計画を作成し、ご利用者（入所者）の保証人等に同意を得て実施します。

12 高齢者虐待防止

利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について従業者周知徹底を図る。
- ②虐待防止の為の指針の整備。
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置。
- ⑤事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村通報する。

13 身体拘束の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

14 相談窓口・苦情対応

(1) サービス提供に関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

グループホームたかおか 相談窓口	電話番号	088-852-7722
	FAX番号	088-852-7753
	管理者	浜田 大輔
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30

(2) 公的機関においても、次の機関に対しての苦情の申し立てが出来ます。

市町村介護保険 相談窓口	土佐市長寿政策課介護保険班	
	電話番号	088-852-1124
	FAX番号	088-852-7638

高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	受付時間	午前8:30～午後5:15
	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	受付時間	午前9時00分～午後4時00分

15 損害賠償

入居者に対する介護サービス提供に当たって、損害すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。ただし、事業所及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではない。

16 ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の職場環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な策を講じる。

サービスご利用に際してのお願い

- ①お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- ②職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい
- ③ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、利約を解除することもあります。
- ④施設内の喫煙はご遠慮ください。

サービス利用にあたっての禁止事項について

- ①事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③施設内で職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

17 感染症及び感染症発生時の対応

事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は、蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- ①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装等を活用して行うことが出来るものとする。）を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結について、従業員に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期に実施する。

18 地域との連携について

- ①事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行等地域との交流に努める。
- ②事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けると共に、運営推進会議から必要要望、助言等を聴く機会を設ける。

- ③事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すると共に当該記録を公する。

19 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための対策及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

20 反社会的勢力の排除

根拠規定 高知県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）

第28条 事業所はサービスの提供にあたり、サービスを利用する者又は身元引受人（又は代理）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約を解除する。

- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を以つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

※この重要事項説明書は令和6年4月1日より適用する。

【説明確認欄】

令和 年 月

グループホームたかおか 契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業者所在地 土佐市高岡町甲508番地1

事業所名 医療法人みずほ会 グループホームたかおか

代表者 理事長 高橋 啓文

説明者 管理者 浜田 大輔 印

グループホームたかおか 契約書の締結にあたり、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印